

議員提出議案第1号

逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

逗子市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年逗子市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和2年度における議員報酬の特例）

- 8 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における議員報酬の月額は、第2条の規定にかかわらず、議長にあつては514,900円、副議長にあつては457,900円、議員にあつては417,050円とする。ただし、第5条に規定する期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬の月額については、第2条に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（提案理由）

市の厳しい財政状況を鑑み、引き続き議員の報酬について減額措置を講じるに当たり、改正の要あるため提案する。